

09\_「川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」における独自基準の考え方

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方
介護医療院	廊下幅	(構造設備の基準) 第六条 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。 六 廊下の構造は、次のとおりとすること。	(構造設備の基準) 第6条 (同左)	廊下の幅は、利用者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出のための動線を確保することを考慮した上で、円滑な往来に支障が生じない水準として定めたものである。なお、「中廊下」とは、廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。 また、ここでいう「廊下の一部の幅を拡張すること等により、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、利用者、従業者等がすれ違う際の動線を考慮した上で、アルコールを設けることなどにより、円滑な往来に支障が生じない場合を想定している。
		イ 幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。	(6) (同左) ア 幅は、1.8メートル(中廊下にあつては、2.7メートル)以上とすること。 <u>ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる中廊下の場合は、1.8メートル以上とすることができる。</u>	
	運営規程	(運営規程) 第二十九条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第三十五条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。	(運営規程) 第29条 (同左)	利用者の安全への配慮、法令遵守体制等、利用者の選択に資するものや利用者を保護する上で重要な事項について、利用者に最も身近な運営規定において定めることを義務付けたもの。
		一 施設の目的及び運営の方針	(1) (同左)	
		二 従業者の職種、員数及び職務の内容	(2) (同左)	
		三 入所定員(Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。)	(3) (同左)	
		四 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額	(4) (同左)	
		五 施設の利用に当たっての留意事項	(5) (同左)	
		六 非常災害対策	(6) (同左)	
		七 虐待の防止のための措置に関する事項	(7) (同左)	
			(8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 (9) 個人情報の管理の方法 (10) 苦情への対応方法 (11) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法	
八 その他施設の運営に関する重要事項	(12) (同左)			

09\_「川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」における独自基準の考え方

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方
	記録の整備	(記録の整備) 第四十二条 2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から <u>二年間</u> 保存しなければならない。	(記録の整備) 第 42 条 2 介護医療院の開設者は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から <u>5年間</u> 保存しなければならない。	適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保し、介護保険制度の適正かつ公平な運営を図るため、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存することを義務付けたもの。